

古田史学の会・東海

東海の古代

第142号 平成24(2012)年6月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

「古田武彦講演会—in 愛知サマーセミナー2012—」の開催が決定

第24回愛知サマーセミナー・2012が7月14日（土）～16日（月・祝）に東邦高校を中心に開催されます。この一企画として古田武彦先生を特別講座の講師として迎えようと愛知サマーセミナー実行委員会に働き掛けて来ましたが、先生の体調等のことから開催できると心配していましたが、先生の快諾を頂き、開催を決定しましたのでお知らせします。日時等は、次のとおりです。

日 時：平成24年7月15日（日）、

13時10分～16時10分（第3・4限）

会 場：東邦高校

名古屋市名東区区平和が丘3丁目11番地

地下鉄東山線「藤が丘」行き乗車、「一社駅」下車徒歩12分

演 題：「真実の学問」とは何か—「邪馬壱国」と「九州王朝」論—

参加費：無料

その他：・駐車場はありません。

・愛知サマーセミナー実行委員会

Tel：052-881-4357、ホームページ：http://www.samasemi.net/

愛知サマーセミナーとは、愛知県内の私学高校の生徒・先生及び保護者（一般人）が中心となり
誰でも先生、誰でも生徒。

をテーマに、1989（平成1）年に開催されました。初年度の講座数は72でしたが、年々その数は増え、昨年は1400の講座が開催されました。

一般講座の他に、著名人による特別講座を開催しており、昨年は

川口淳一郎（「はやぶさ」のプロジェクトリーダー）、岸恵子（女優）、西城秀樹（歌手）、森田実（政治評論家）、佐藤優（元外交官、文筆家）、平野暁臣（岡本太郎記念館館長）等

と、様々の方々が講師として講演されています。

本会も平成22・23年度に講座を開催し、高校生及び一般の人々に、古田史学に基づく論考等を発表しました。

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「高天原を巡って」を掲載します。

なお、今回で最終回です。

目 次

- 1 はじめに
- 2 基本姿勢
- 3 高天原の候補地
- 4 『古事記』の示す高天原 その1
- 5 『古事記』の示す高天原 その2
- 6 『古事記』の記す高天原 その3
- 7 『古事記』の記す高天原 その4
- 8 『古事記』の記す高天原 その5
・・・神話の展開
- 9 『古事記』の記す高天原 その6
・・・大国主命
- 10 『古事記』の記す高天原 その7
・・・國譲り
- 11 『古事記』の記す高天原 その8
・・・天孫降臨1
- 12 『古事記』の記す高天原 その9
・・・天孫降臨2
- 13 『日本書紀』の記す高天原
- 14 高天原を巡る問題点
- 15 高天原の意義
- 16 高天原の実像
- 17 高天原の候補・・・その1（出雲島）

高天原を巡って(最終回)

名古屋市長 加藤勝美

18 高天原の候補・・・その2（隠岐の島）

前回、千家尊統氏がその著「出雲大社」で掲げておられる島根半島の推移を示す略図を紹介したが、内古代の図のみを抜き出して再掲すると図のようになる。これによって島根半島は古代においては大きな島だったことが分かる。もしも、この島を「高天原」すなわち「天氏一族の原郷」と考えると斐伊川の流れる本土側と併せて出雲を舞台とする神話全体の流れが非常にスムーズによく理解出来ることを示した。そこでこの出雲島（仮称）を高天原の最有力候補と

私は考える。『古事記』や『日本書紀』に描かれている天の岩屋の様子は日本の原風景たる里山そのものであり、多くの候補地があり得ることになる。

天氏の天は『隋書』にあるように「阿每」すなわち「あま」であり、天の文字を当てたに過ぎない。多くの論者が指摘しているように、「あま」は海洋民族であり、船を利用すればどこの海岸にも行くことが出来る。そればかりか大きな川ならそれを遡ってかなり内陸部に達することもできよう。もっとも神話の中心舞台は出雲なので、出雲島が高天原の最有力候補であることは微動だにしないが・・・。

それはそれとして、島根半島からもう少しズームアウトしてみると出雲島の少し北に隠岐の島、そのかなり西方には朝鮮半島東南部が視界に入ってくる。それが図示した図（ただし現代の地図）だが、これにより、先ず隠岐の島も高天原の有力候補であり得ることが分かる。隠岐の島を根拠にすれば、出雲は目の前なので容易に往来可能で、指令もまた出しやすいからである。

が、隠岐の島の決定的な難点は眼前の大きな島（出雲島）をさしおいて軍団として大きな力を持ち得たか、が問われる。斐伊川の流れる本土側に進出する前に、先ずは眼前の出雲島を制圧しなければ本土側進出は覚束ない。ところが、神話の中に出雲島を制圧した痕跡を示す記述は全く見当たらない。残念ながら隠岐の島は高天原の「候補たり得る」とどまると言わざるを得ない。

19 高天原の候補・・・その3（朝鮮半島）

隠岐の島には疑問符がつくが、海洋民族「あま氏」の根拠として浮上してくるのが、朝鮮半島東南部である。ここは天照大御神時代（3～4世紀）に新羅王朝が築かれていたとされる地域を含んでいる。

斐伊川の川上部（本土側）の出雲は建速須佐之男命が活躍する舞台であるが、須佐之男命と新羅を結びつける記述が『日本書紀』にある。

『日本書紀』は巻の一「古代上」第8段の本文に天照大神から追放された素戔嗚尊すさのおのみことは斐伊川の川上に天降ったと記している。この第8段

には異伝として本文のほかにも六つの記事を併記している。その内の4番目の一書に、

「素戔鳴尊は、御子の五十猛神いたけるのかみと共に新羅國に天降り、曾戸茂梨そしもりに住むことになった。」という趣旨の事が記されている。そして斐伊川の川上にはそこから埴土はに（はに：土）の船で渡ったと記しているのである。

この4番目の一書の記述に力点を置いて考えれば、高天原と新羅國とは密接な関連がありそうに思われる。4番目の一書自体は新羅國へ天降ったとしているので、送り手の高天原は日本のどこかであって新羅國ではないことになる。

『日本書紀』は日本の史書なので高天原は日本のどこかと認識されているのは当然のことだ。

では、たとえば、高天原を朝鮮半島南端部のどこかと考えた場合、『古事記』や『日本書紀』が伝える日本神話の流れにてらしてどうか、という話になる。全く不可とは言い切れない。「魏志倭人伝」に「狗邪韓國」と記された地点から素戔鳴尊を新羅國に追放したと考えればいいので・・・。

3、4世紀あたりでは大陸側の方が遙かに文明が進んでおり、鉄器の使用も始まっていて、その海洋民族の一部が船団を組んで日本に襲来したと考えていけない道理はないからだ。

が、高天原大陸説の最大の難点は、なぜ『古事記』に記載がないのかだ。『日本書紀』にしても、たんに六個の異伝の一つとして紹介しているのみで、本文はもとより、他の五個の異伝にも全く記載がない。その片鱗すらうかがい知れる記述もない。素戔鳴尊が新羅國に渡ったという異伝があることは『日本書紀』自身が記しているから、よく承知していたことになる。にもかかわらず、本文その他に一切の記述がない。このことは『日本書紀』自身が本文に取り上げるまでもない、と判断していることになる。とすれば、4番目の一書のみを取り上げて議論を展開するのは大いに疑問と言わなければならない。

この新羅國云々に限らず、多くの異伝（一書）のたった一部の記述を取り上げて自説を展開する人がいるが、そういう論調には首をかしげざるを得ない。あくまで文献全体を見渡しての議論であって欲しい。

文献とは別に考古学的成果を踏まえれば、多くの渡来人が我が国にやってきて様々な先進的文化を伝え、大きな影響を与えたことは私も承知している。いつか、江上波夫の騎馬民族日本征服論が話題になったことも承知しているが、ならば、なぜ文献に全く登場しないのか十分な説明を欠いている。

ここで、『日本書紀』は本文から高天原なる用語を全て削除していることに触れておこう。削除というより、厳密には「高天原」を「天」に変えている。天（空中）であれば任意の地点に天氏一族を降らせることができ都合がよい。神話の舞台は大部分が出雲なのに、なぜ、突如として九州の日向に舞台が転換するのか。そしてこの天孫瓊瓊杵尊たかみむすびのかみの天降りの段になると、指令神としてこれも突然高皇産靈神が登場し、瓊瓊杵尊は天照大神の孫となっている。「高天原」を「天」に変えたことと併せ、木に竹を接いだような記述は、神武天皇に至る大和王朝確立の神話的権威付けとしかいいようがない。高天原本来の原初地が地上から天空に変わっている次第である。

こういう不自然な接続をしなければならぬこと自体、出雲王朝と大和王朝とは全く別の王朝だったことがうかがえる。神々が出雲に参集する神無月（陰暦10月）の伝承が伝えられてきたことからして、どうも天照大御神の権威は強く、出雲に発すると見てまちがいあるまい。

20 高天原の候補・・・その4（結語に代えて）

本論もいよいよ最終に近づいた。他に高天原の候補地はないのか。否、他には考えられないのか、である。

大国主命に國譲りを迫るべく建御雷神たけみかづちのかみが派遣される。建御雷神は茨城県鹿島神宮の祭神で、かつ、その近くに高天原という地名が残っている。そこは島だったとされ、同神宮本殿内の神座の場所や作りは出雲大社のそれと同様だと『鹿島神宮』（1968（昭和43）年7月、学生社）の著者東実（鹿島神宮宮司）氏は明かしておられる。

つまり、鹿島と出雲はその祭神において密接な関係をもっていて、鹿島が高天原だったとす

れば、そこから建御雷神は出雲に派遣されたことになる。鹿島と出雲？。いくらなんでも遠すぎるんじゃないの。こんな疑問が寄せられそうである。が、あま氏は海の部民に相違ないので、船で海岸沿いに本州を半周すれば不可能とはい切れない。少なくとも、大和のような山間地から出雲を目指すよりは遙かに容易だったに相違ない。

続いて尾張地域。ここは木曾川と庄内川の二つの一級河川が流れ、肥沃な濃尾平野が広がる地域である。ここは日本最古の氏族と言われる尾張氏の本拠地であり、かつ、古社の祭神から伺われるように、出雲の神々と非常につながりが深いことでも知られる。詳細は「天氏、尾張氏の時代」及び「尾張國式内社－1～4」に記したが、ここは天孫邇邇藝命に先だてて天火明命が治めた地域。庄内川を遡っていくと、東南に東谷山（198m）がそびえ、その一帯は古い円墳群の存在で知られている。そしてその麓、庄内川の北部に春日井市高蔵寺があり、その北側に高座町という地域がある。この高座を天照大御神の居住地だったと考えれば、この一帯が高天原だったと言っても決して奇想天外とい切れまい。

以上で、高天原をめぐる拙論の了とするが、その前に本論の要約も兼ねて要点を付記しておこう。

第一に、『古事記』に記されている高天原の概念はその広狭に極端に大きな幅があって、実に曖昧模糊としている。

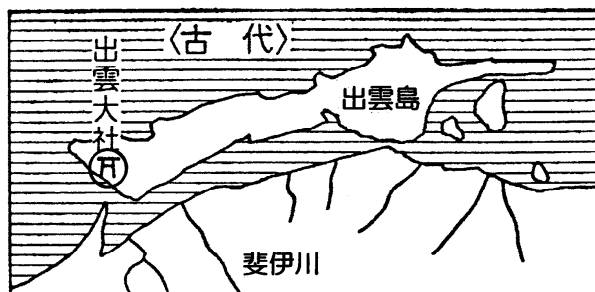
第二に、それ故に高天原の候補地は色々な場所に求められる余地を残している。ある意味では邪馬臺國の所在地論争に似ているところがある。

第三に、そうは言っても高天原をめぐるほとんどの主要舞台は出雲であり、須佐之男命ないしその御子の大国主命を主人公とする神話に彩られている。

以上の三点から私は高天原の最有力候補を出雲島（現在の島根半島）と考えざるを得なくなった。かりに出雲島が高天原でないとした場合でも、その地は出雲の神々と深く密接に結びついた地の筈。その例として私は鹿島と尾張を掲

げた。

このように、古代史は高天原ひとつ取り上げても、汲めども尽きぬ広がりとお興行きを持っている。今後も様々な議論が重ねられることを期待してすとしたい。



①出雲大社、②美保御崎、③隠岐の島、④狗邪韓國(古代)

本会員であった故洞田一典氏の論考を掲載します。
洞田氏は、日本暦学に「持統周正仮説」を提唱されました。その論文を2回掲載します。

消された正月 —持統朝改暦始末記—

日進市 洞田一典

はじめに

わが国における年号のはじまりは、『続日本紀』巻二にある文武天皇五年三月甲戌朔甲午、元を建てて大宝元年と為す

(新日本古典文学大系『続日本紀』一、37頁)

だとされている。しかしこれに先立つ正史『日

本書紀』(以下、「書紀」と略記する)には、三つの年号「大化・白雉・朱鳥」が記載される。いずれも改元と称して現れるが継続的なものではない。

『古田史学論集』第二集に発表された古賀達也氏の論文「二つの試金石—九州年号金石文の再検討⁽¹⁾」に於いて、朱鳥・大化の二年号を、古田武彦氏のいわゆる九州年号と見る立場から、詳細な史料批判が行われている。

この小論では、古賀氏の驥尾に付して試みた論考のうちの若干をご覧いただくことにした。—持統天皇の治世に出現する干支の乱れは、

《持統朝の「周正」への暦制改革に際し、信じられない不手際の結果生じた》

という仮説(「持統周正仮説」と呼ぶことにする。)を導入することにより、無理なく説明できる。

なお、引用させていただいた先学諸氏の著作は、文末の〔参考文献〕にまとめておいた。

1 『万葉集』左注に現れる朱鳥の謎

『万葉集』では、つぎの六か所の左注に、朱鳥年号が顔を出す。ただし、順序は年代順、歌の内容は省略し、歌番号のみを〔 〕*1 内に示す。

- (1) 大津皇子、被死之時、磐余池陂流沸御作歌一首。〔四一六〕

右、藤原宮朱鳥元年冬十月。

- (2) 幸于紀伊国時、川島皇子御作歌(或云、山上臣憶良作)。〔三四〕

日本紀云、朱鳥四年庚寅秋九月、天皇幸紀伊国也。

- (3) 柿本朝臣人麿反歌一首。〔一九五〕

日本紀云、朱鳥五年辛卯秋九月己巳朔丁丑、浄大参皇子川嶋薨。

- (4) 石上大臣從駕作歌。〔四四〕

右、日本紀曰、朱鳥六年壬辰春三月丙寅朔戊辰(以下略)。

- (5) 藤原宮之役民作歌。〔五十〕

右、日本紀曰、朱鳥七年癸巳秋八月、幸藤原宮地。

- (6) (右に続いて) 八年甲午春正月、幸藤原宮。冬十二月庚戌朔乙卯、遷居藤原宮。

(1)を除いて、(2)から(6)までは、書紀を引く。該当する文はつぎの通りである。

【※編者注、該当文を明確にするため、「(2)」等に対応する番号「②」等を付記*2】

- ②持統四年(六九〇) 庚寅九月乙亥朔丁亥、天皇幸紀伊。

- ③持統五年(六九一) 辛卯九月己巳朔丁丑、浄大参皇子川嶋薨。

- ④持統六年(六九二) 壬辰三月寅朔戊辰(中略) 辛未、天皇不從諫逐幸伊勢。

- ⑤持統七年(六九三) 癸巳八月戊午朔、幸藤原宮地。

- ⑥持統八年(六九四) 甲午 春正月乙酉朔乙巳、幸藤原宮。即日遷宮。 十二月庚戌朔乙卯、遷居藤原宮。

朱鳥年号は書紀には、天武天皇十五年(六八六) 丙戌七月二十日、

元を改めて朱鳥元年という。朱鳥、これをば阿訶美苔利(あかみとり)という*3

(日本古典文学大系『日本書紀』下、480頁)

と出ている。『扶桑略記』は、

大倭国赤雉を進む。仍わち七月改めて朱鳥元年と為す*4

と載せる。しかし、この年のみで以後現れない。同年九月九日、天武天皇が崩じたのにもかかわらず、改元の気配もない。

右のように、『万葉集』には左注に(2)から(6)(これらはすべて巻一・巻二にある)まで

*1 【編者注】日本古典文学大系『万葉集』一。(1): 198~200頁。(2): 28頁。(3): 104頁。(4): 32頁。(5)・(6): 36頁。

*2 【編者注】日本古典文学大系『日本書紀』下②: 505頁。③: 511頁。④: 513頁。⑤: 523頁。⑥: 525頁。

*3 【編者注】(朱鳥元年秋七月己亥朔) 戊午 改元曰朱鳥元年〔朱鳥 此云阿訶美苔利〕

*4 【編者注】新訂増補「国史大系」第十二卷『扶桑略記・帝王編年記』、66頁 十五年丙戌。大倭国進赤雉。仍七月。改爲朱鳥元年。

連続五年間の朱鳥年号が現れる。ところが、干支と記事を、書紀とつき合わせてみると、朱鳥の年数が元年と連続しない。^{*1}

そこで、『万葉集』巻一・巻二の左注のうち、右以外で直接「持統紀」を引用しているものを抜きだしてみた。題詞と歌は省き、年月のみを示す。

(7)〔三九〕日本紀曰、三年己丑正月、四年庚寅二月、五年辛卯正月。^{*2}

(8)〔一九三〕日本紀曰、三年己丑夏四月。^{*3}

(9)〔二〇二〕案日本紀云、十年丙申秋七月。^{*4}

なお、巻三以下の各巻左注を見ると、明らかに巻一・二の筆者とは別人である。除外例とした(1)が、巻三にあること、および朱鳥元年を書紀が公認している点から(1)は(2)以下とは異質の表現ながら、いまのところ議論の外においても差し支えないと思われる。「藤原宮朱鳥元年」の藤原宮が天皇を指すとすれば持統となり、朱鳥元年が天津の死の時点を含んでいるから、矛盾はない。

ここで疑問が生ずる。すなわち(7)からの三例がなぜ(朱鳥などの)年号を用いなかったのか。また、前出の(2)から(6)までが、なぜ一年ずれた干支をもつ朱鳥四～八年で記されたのか。この干支錯誤の異常な状況は一体なにが原因となって引き起こされたのであろうか。

2 十一月を正月ときめた二人の女帝

いかにも世紀末にふさわしい出来事が、暦の本場中国でおこった。暦学書⁽²⁾によれば、中国最初で最後の女帝武則天は、政権を掌握した六八九年春正月に、永昌元年と改元したが、その年の十一月には再び改元すると同時に「周正」を採用して「夏暦」の「建子月」を正月とし、同時に国名も周に変える。聞き慣れない言葉がでてきたので、ここは専門家の説明を聞くことにする。大谷光男氏は、つぎのようにいう。

日本では、月建を「月のオザス」と読み、建子月(十

一月)は「子(ネ)におざす月」と読ませている。

『史記』曆書には、「夏正は正月を以てし、殷正は十二月を以てし、周正は十一月を以てす」とある。すなわち夏の時代には寅月を正月、殷は丑月を正月、周は子月を正月とした。漢の武帝は夏正を歳首としたが、王莽は殷正を、三国魏の明帝も二年間を殷正、唐の則天武后は十年間にわたって周正を用いた。しかる後は清朝にいたるまで夏正を用いた。

(『暦の百科事典』252頁)

引用者からもさらに一言。十二支の最初の子は、太古に歳の始めと考えられていた冬至のある十一月。したがって、十二月は丑、一月は寅となる。また『広辞苑』には、オザスは尾指すであって、北斗七星の尾(斗柄)の(初昏に)指す方角を十二支でよぶとある。なお永昌元年己丑十一月は載初元年庚寅正月と変更された。

同性である武則天を、持統があらゆる面で行動の規範としたであろうことは、十分に予想できる。実際、書紀には、持統四年(六九〇)春正月即位、十一月に

奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆

(日本古典文学大系『日本書紀』下、507頁)

と改暦をいう。これが十一月である点にご注目ありたい。武則天に倣って改暦と同時に周正も施行しようと決意したことは、今後の唐との国交を考慮すれば当然だといえる。その場合、事態はいささか深刻にならざるを得ない。

欽明朝とはいわなくても、推古朝あたりから使い慣れた元嘉暦が少々ややこしい儀鳳暦(麟徳暦)にかわるといって、わが国にとってはじめての体験になる。だが、それはまだしも、正月の変更までも含んでいたとなると、都を遠く離れた国ばかりか中央官人にとっても、驚天動地の改革と見えたことは間違いない。

その戸惑いを如実にしめす例が、正倉院文書の中にのこっている。古賀達也氏の論文より、同氏の解説による岸俊男氏の所説を転載させて

*1 【編者注】『日本書紀』の朱鳥元年：丙戌。『万葉集』k朱鳥元年：丁亥。故に、1年のずれが生じている。

*2 【編者注】日本古典文学大系『万葉集』一、30頁：右、日本紀曰、三年己丑正月、天皇幸吉野宮。八月幸吉野宮。四年庚寅二月、幸吉野宮。五月幸吉野宮。五年辛卯正月、幸吉野宮。(以下略)

*3 【編者注】日本古典文学大系『万葉集』一、102頁：右、日本紀曰、三年己丑夏四月癸未朔乙未薨

*4 【編者注】日本古典文学大系『万葉集』一、112頁：案日本紀云、十年丙申秋七月辛丑朔庚戌、後皇子尊薨

いただくことにする。

現存最古の戸籍である大宝二年戸籍群中の豊前国仲津郡丁里戸籍に特異な事実の存在が岸俊男氏より指摘されている。それは古代戸籍などに見える人名に十二支にちなんだものがかかなりあり、それらはもともと生まれた干支に基づいて命名されたものと考えられる。しかし、豊前国仲津郡丁里戸籍に関してはある年齢層において生年干支と一年ずれる名前がかかなり認められ、それらのずれが生年の翌年の干支に一致している、という現象である。(古田史学論集『古代に真実を求めて』第二集、116頁)

この次に岸氏作成の一覧表引用(同書一一七ページ)があるがそれはさておき、古賀氏の説明を引き続き引用する。

たとえば大宝二年は寅年で、その年に生まれた一歳の者の名前が干支にちなんだ場合「刀良」「刀良売」という名前になるのだが、実際は大宝一年生まれの人名に「刀良」「刀良売」が集中しており、大宝二年生まれの人名には翌年の干支「卯」にちなんだ「宇提」「宇提売」「宇麻呂」となっている。こうした一年ずれの人名が持統十年(六九六)生まれの者まで遡って存在しているのである。それ以前は生年干支に一致した

名前が多く、持統四年(庚寅、六九〇)生まれまでそうした現象が続く。そして、持統四年以前になると干支に一致する人名が急に少なくなり、その関係が乱れている。(以下略)

(古田史学論集『古代に真実を求めて』第二集、117頁)

先程省略した岸氏の表を、見やすいかたちにして次に掲げる。ただし、この表に誤りがあれば、すべて引用者に責任があることをお断りしておく。

なお、唐(周)が夏正に戻ったのは久視元年(七〇〇)であった。

『三国史記』新羅本記卷第八孝昭王の四年(六九五)条に

「建子の月を以て正月となす」*1

(『日本曆学史』16頁)

また同王九年(七〇〇)には、

「復古建寅の月を以て正月となす」*2

(『日本曆学史』16頁)

とある。新羅の周正がここまで遅れたのは、採用にあたって相当ためらいがあったのであろう。

豊前国では新羅と同年におくればせながら、周正に移行することになったのが右の表から読

西 曆	干 支	唐 (周)	豊 前	多い名前	年 次
六八七	丁亥	・	丁亥	—	持統元年
六八八	戊子	・	戊子	—	二
六八九	己丑	永昌元年	己丑	—	三
六九〇	庚寅	※載初元年	庚寅	—	四
六九一	辛卯	※・	辛卯	ウ	五
六九二	壬辰	※・	壬辰	タツ	六
六九三	癸巳	※・	癸巳	ミ	七
六九四	甲午	※・	甲午	ウマ	八
六九五	乙未	※・	乙未	ヒツジ	九
六九六	丙申	※・	※丁酉	トリ	十
六九七	丁酉	※・	※戊戌	イヌ	文武元年
六九八	戊戌	※・	※己亥	—	二
六九九	己亥	※聖歴二年	※庚子	ネ	三
七〇〇	庚子	久視元年	※辛丑	ウシ	四
七〇一	辛丑	・	※壬寅	トラ	大宝元年
七〇二	壬寅	・	※癸卯	ウ	二

※印は周正(前年十一月が歳首)を表す。他は夏正(一月が歳首)である。

「—」は、十二支にちなむ名の分布に特徴がないことを示す。

豊前での干支は、名前から判断して記入した。

【編者注】豊前の干支では、甲午の次の「丙申」が記載されていない。

*1 【編者注】四年。以立子月爲正。四年(六九五)に、立子月(十一月)をもって正月とした。

*2 【編者注】九年。復以立寅月爲正。九年(七〇〇)に再び立寅月(一月)をもって正月とした。

(完訳 三国史記』上、195・181頁。金思燁訳、六興出版、1980〈昭和55〉年12月)

み取れる。しかし新正月からは丙申を新年の干支とすべきところを、一つとんだ丁酉にしている。これは、現地の判断の結果ではなく、すでに中央（ヤマト）において行用されていた新暦を、そのまま採用したはずである。

ここで注目すべきは、持統四年まで特に意識されなかった生まれ年の干支が、名前に多く用いられるようになったのが、まさにその翌年からであったという事実である。この地では、しばらくのあいだ周正の実施は見送られたのにもかかわらず、この年を境に干支が人々の高い関心と呼んだのも、持統朝による周正への移行圧力が相当なものであった確かな証拠といえよう。

3 『万葉集』左注の謎を解く

おひぎもとのヤマトの国の場合はどうだったか。前にも述べた持統四年十一月の書紀の記事

「奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆」

を、二暦の併用の意に解するのが普通だが、およそ性格の異なる暦（元嘉曆は平朔法、儀鳳曆は定朔法による。月の大小・閏月の置き方が全く異なる）をどうやって併用するのか聞きたいものである。

周正の方は、さすがに即時に実行されたい。しかし、持統紀はなにくわぬ顔で一月を春正月と書く。そこには建子月正月の痕跡はまったく見いだせない。

『ずれた暦』		『日本書紀』	
庚寅	朱鳥四年	己丑	持統三年
辛卯	※ 五年	庚寅	四年
壬辰	※ 六年	辛卯	五年
癸巳	※ 七年	壬辰	六年
甲午	※ 八年	癸巳	七年
乙未	※ 九年	甲午	八年
丙申	※大化元年	乙未	九年
丁酉	※ 二年	丙申	十年

(※印は周正年ー前年十一月が歳首ーを表す)

周正は持統四年十一月から実施されたわけであるが、その方法は何とも不可解である。前年十月までの己丑を庚寅に変え新正月（十一月）からは辛卯に進める。彼は書紀の該当記事にある干支をたよりに『ずれた暦』（周正などという妙な正月に対応して、新型の暦が登場したのではあるまいか。当然それは改暦の行われた朱鳥四年からはじまっていた）の年号を注に書きこんだことだろう。これが第一節の(2)から(6)までの干支錯誤の原因である。

しかし、なぜ一年とびの干支に改めたのか、その理由はいまのところ不明だとしか言えない。

とにかく周正への変更の際に致命的だったのは、持統四年当時、新羅ではまだ周正には変更されていなかったことだった。その頃大勢の新羅人が渡来してきたが、彼らに聞いてもさっぱり要領を得なかったことであろう。

第一節で述べた(7)と(8)の左注にある「持統三年己丑」が朱鳥年号で書かれなかった理由は、この暦に己丑^{*1}の年がなかったからと推定される。(7)ではこれに倣って四年以降も同形式で記されている。

先に引用した文献(2)の中で、著者である佐藤政次氏は次のようにいわれる。

それから奈良の薬師寺東塔露盤銘の

「維清原宮駁宇天皇即位八年庚辰之歳建子月」の建子月である。(中略)

これは唐暦の周正採用の結果、当時において日本の建子月が流行語化した影響の如くに考えられる。

(『日本曆学史』17頁)

前後の文から、氏は本邦での周正実施を想定されてはおられないようだ。しかし、建子月というような特殊な術語を十一月の異名として用いたこの露盤銘が、はからずも持統朝暦制改革の、人々にあたえた強烈な印象の記憶を伝える証人となった。

4 『二中歴』の「乙未大化元年」は実在した

古田武彦氏のいわゆる「九州年号」を多数記載する史料に『二中歴』所収の「年代歴」がある。その持統治世期間を含む部分を次に掲げる。

*1 原文は「乙丑」であるが、前文から「己丑」の誤りと思う。

(前田尊経閣文庫蔵『二中歴』の影印本をもとにした。西暦と天皇代は引用者による)

西 暦	干支	天皇代	二中歴
六八六	丙戌	天武十五	朱鳥 元
六八七	丁亥	持統 元	二
六八八	戊子	二	三
六八九	己丑	三	四
六九〇	庚寅	四	五
六九一	辛卯	五	六
六九二	壬辰	六	七
六九三	癸巳	七	八
六九四	甲午	八	九
六九五	乙未	九	大化 元
六九六	丙申	十	二
六九七	丁酉	文武 元	三
六九八	戊戌	二	四
六九九	己亥	三	五
七〇〇	庚子	四	六

書紀では、孝徳天皇元年（六四五）乙巳を大化元年とするが、これを否定して、『二中歴』の持統九年（六九五）乙未が大化元年であることを証言する金石文がある。茨城県の旧家が所蔵される、天保九年に近くの畑から出土の土師器の瓶がそれで、その側面に「大化五子年」の線刻文字がある（「文献（1）および（4）」参照）。

『二中歴』によれば大化五年の干支は己亥だが、前節までに検討した通り、翌年の干支（庚子）と誤用される可能性のある年であった。この金石文により、乙未大化元年の存在が確実視され、同時に大化年号を載せる『二中歴』の信憑性の高さも確認されたことになる。（注1）

なお、第一節において問題になった（9）の持統十年丙申は、『ずれた暦』で大化元年と同干支をもつ。さすがに左注には、この年号を書くわけにはいかなかった。またこの年は、豊前国で周正への移行の行われた年でもあった。持統による暦制改革に抵抗した九州王朝の末裔も、ここに至ってついに屈し、暦頒布の大権を失った。これがあるいは最後の年号「大化」に反映しているのかもしれない。（注2）

おわりに

わが国の場合夏正にもどった時期は、はっきりしない。「持統周正仮説」が成立するとすれば、持統・文武期に於ける干支紀年の扱い方には、慎重な配慮が必要になってくる。

大宝建元と律令を掲げた新王朝の発足前夜、旧倭国の遺制一掃を狙った女帝の改暦・周正の試みも、辛うじて儀鳳暦への切替えには成功したものの（注3）、とんだ勘違いから「周正」など最初からなかったかのごとく装わざるをえない、不本意な結果に終わった。唐も新羅も七〇〇年には、はやばやと夏正に復したことは、書紀編纂者達にとってはモッケの幸いと思えたに違いない。

（注1）

『市民の古代』第十一集の二三五ページに『修験道史料Ⅱ』からとして、『箕面寺秘密縁起』より、

持統天王御字、大化九年乙未二月十日、流遺伊豆国大嶋、行者六十二也

（山岳宗教学研究叢書18

『修験道史料集〔Ⅱ〕西日本篇』283頁）が引かれている。（「年」は、禾の下に千を書いた異体字で書かれている。※【編者注】：「季」をいう。）大化九年の「九」は「元」の読み間違いだと思われる。現物に当たって確かめるまでは断言できないが、もしこれが認められれば、乙未大化元年の一つの裏付け資料となる。

（注2）

白川静『字通』には

化は人十七(力)。「説文」に「教へ行はるるなり。七は亦声なり。」と教化の意とするが、字は死人の倒錯している形。七がその初文。生死によって、もの化することをいう。（『字通』102頁）

とある。大化年号はまさに、その意を尽くしている感がある。

（注3）

『日本暦日原典』（内田正男、雄山閣出版、一九九四年三月）によって、書紀の持統六年から文武元年までの六年間の月朔には、元嘉・儀鳳両暦が「混用」されていることが判明している。

【参考文献】

- (1) 古賀達也「二つの試金石—九州年号金石文の再検討」(『古代に真実を求めて』第二集・古田武彦古希記念特集、明石書店、一九九八年十月)
- (2) 佐藤政次『日本暦学史』(駿河台出版社、一九六八年六月)
- (3) 大谷光男「月建干支と朔に刻した碑文」(『暦の百科事典』、新人物往来社、一九八六年四月)
- (4) 古田武彦「九州年号—古文書の証言」(『市民の古代』第十一集、新泉社、一九八九年十月)

【付記】

古賀達也氏には、「持統周正仮説」への動機を与えて戴いただけでなく、細部にわたり懇切な助言をたまわった。厚くお礼を申し上げます。

(一九九九・二・四 稿了)

初出：古田史学論集『古代に真実を求めて』第三集、2000(平成12)年11月30日、明石書店

「持統周正仮説」の微証

— 朱鳥年号 —

瀬戸市 林 伸禧

はじめに

洞田一典氏が提唱された「持統周正仮説」を用いると朱鳥年号の年数・干支がよく理解できるので報告する。

1 持統周正仮説

「消された正月—持統朝改暦始末記」(古田史学論集『古代に真実を求めて』第3集、2000年11月、明石書店)又は本号を参照のこと。

2 持統紀年表

次の文献及び「持統周正仮説」により、表「持統紀年表(試案)」(参考資料：別表1・2)を作成した。

- ・『万葉集』(日本古典文学大系『万葉集』一)、
- ・『皇代記』(『群書類従』第3輯)
- ・『皇代略記』(『続群書類従』第4輯上)
- ・『皇年代略記』(『群書類従』第3輯)

3 朱鳥年号

『皇代記』、『皇代略記』及び『皇年代略記』は次の表のとおり記述されている。

文 献	記 事
皇代記	朱鳥八年。元年丙戌大和國獻赤雉。仍爲端改元。
皇代略記	朱鳥元。 元年丙戌。 大和國獻赤雉。仍爲端改元。
皇年代略記	朱鳥七。 二年丁亥。 受禪不改元。至八年甲午。

※『皇代記』の大化元年は「乙未」としており、朱鳥8年は「甲午」となる。

※『皇年代私記』(『改訂史籍集覧』第19冊)の朱鳥年号は、『皇代略記』と同様である。

この表では、朱鳥元年は丙戌年で、朱鳥8年は甲午としているが、60干支順では、丙戌¹・丁亥²・戊子³・己丑⁴・庚寅⁵・辛卯⁶・壬辰⁷・癸巳⁸・甲午⁹となるから、朱鳥8年は癸巳でなければならない。

この干支のズレについて、「持統周正仮説」では、持統紀に己丑年が存在しない暦が使われていたからとされ、この説に従うと「持統紀年表(試案)」のとおり整合性を保つことがわかる。

なお、当該文献の天武紀の「朱雀・白鳳年号」についても、検討を要すると思われる。

5月例会報告

○ 日本文化と貝文化

名古屋市 佐藤章司

記紀説話の中から「貝」がモチーフとなっている説話を2件ほど取り出して、日本の古代史の根底には海洋民族の物語が神話となっている。と述べた。

表 1

持統紀年表（試案）

※ 【皇代】：『皇代記』、【皇略】：『皇代略記』、【年略】：『皇年代略記』、【万〇〇】：『万葉集』＋歌番号

西暦	干支	試案				日本書紀			
		天皇		年号		天皇	年号	天皇	年号
		名称	年	名称	年				
673	癸酉	天武	1	白鳳	1	天武	2	天武	2
686	丙戌		14	朱鳥	1		15	朱鳥	1
687	丁亥	持統	1		2	持統	1	持統	1
688	戊子		2		3		2		2
689	己丑		3		-		3		3
690	庚寅		4		4		4		4
691	辛卯		5		5		5		5
692	壬辰		6		6		6		6
693	癸巳		7		7		7		7
694	甲午		8		8		8		8
695	乙未		9	大化	1		9		9
696	丙申		10		2		10		10
697	丁酉	持統 文武	11 1		3		文武	1	文武

※ 1 朱鳥年号での己丑年を削除したのは、洞田一典著「消された正月－持統朝改暦始末記」による。

「持統三年己丑」が朱鳥年号で書かれなかった理由は、この暦に己丑の年がなかったからと推定される。

(古田史学論集『古代に真実を求めて』第3集113・114頁)

2 大友皇子（弘文天皇）が即位（天武元年＝癸酉年）したとして作成した。

3 『皇代略記』では「天皇八年大化元年甲午十二月」と記載しながら、「三年丁酉八月一日禪位……」と記載している。「三年丁酉」は「元年乙未」であり、前文と矛盾するので、大化元年は「乙未」年とした。

考え得るに、わざわざ「天皇八年」と記載したのは、別途作成の年表に持統天皇八年條に「大化元年甲午」が記載されていたと思われる。

(1) イザナギが「竺紫の日向の橘の小門の阿波岐原でみそぎ祓をした際に左右の手巻きになった神々……」（『古事記』）

この手巻きは、貝輪であろう。

(2) 「サルタビコが阿耶訶にいた時に漁をされようとした時に比良夫貝にその手にくい合わされて、溺れられ、はく息が海中に泡立った時になった神……」（『古事記』）

この比良夫貝は奄美や沖縄の海に生ずる大型の貝であるシャコ貝であろう。

これが弥生遺跡からゴボウラ貝やイモ貝の貝輪が出土する理由でもある。と述べた。

○ 卑弥呼の死

名古屋市 佐藤章司

卑弥呼の要請によって正始8年(247年)に来倭した帯方郡使の張政は

- ① 難升米に「檄を以て告諭」し
- ② 新たに倭王となった耆与にも「檄を以て告諭」しているが、元々の要請者である卑弥呼には「檄を以て告諭」していない。

この理由に張政が来倭した時には、既に卑弥呼は“黄幢”していた為であると論じている古田武彦氏の論考に理解できたと述べた。

※黄幢と黄幢の違い

- ・黄幢：金色の幢、魏のシンボル。
- ・黄幢：心が定まらない状態。

○ 生口について

名古屋市 石田敬一

生口について、『後漢書』倭伝、『魏志』倭人伝、『梁書』百濟伝、好太王碑文(広開土王碑文)の生口に関する7つの事例をあげ、一つ一つ吟味した。

その結果、一部の事例において、多くの学者が支持する奴隷説、古田武彦説の「地方代表」、佐藤章司説の「制作集団の一族」が当てはまる可能性があるが、生口を一律に奴婢や奴隷などの身分、職人や傭兵などの職能であると決めつけず、文字通り「生きた人間」を指すとした古田氏の理解が適切であるとした。また、生口を具体的な身分や職能であると推測する際には慎重な姿勢が必要であると述べた。

○ 『続日本紀』に於ける「始・初」について 瀬戸市 林 伸禧

『続日本紀』の「巻一～巻六」(697～715年)までに記述されている「始・初」を拾い出して、年次別・グループ別に整理した。

始の用例が69、初の用例が21(うち官位一小初位・初位・大初位一に関するものが9個)の計90あった。

「始・初」の意味から、この時期に権力の移動があり、体制の変革がおこなわれたと述べた。

6月例会予定

日時：6月10日(日) 午後1時30分～5時
場所：名古屋市市政資料館(第4集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

7月例会：7月15日(日) 東邦高校

8月例会：8月19日(日) 名古屋市市政資料館
例会は、6月は**第2日曜日**、7月は**第3日曜日**(愛知サマーセミナー会場の古田武彦講演会)です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

【参考資料】

別表1

『皇代記』・『皇代略記』・『皇年代略記』年表（抜粋）

※1 『日本書紀』記事を基準にして作成。
 ※2 ※書きは、作成者記載。

西暦	干支	日本書紀	皇代記	皇代略記	皇年代略記
686	丙戌	天武十五年 朱鳥元年 皇后臨朝	朱鳥元年丙戌 大和國獻赤雉。仍爲瑞改元。	朱鳥元年丙戌 大和國獻赤雉。仍爲瑞改元。 朱鳥元年 皇后臨朝	
687	丁亥	持統元年 受禪	(※朱鳥二年丁亥)	朱鳥二年丁亥 受禪不改元。	
688	戊子	持統二年 定國忌	三年戊子 定國忌		
689	己丑	持統三年 皇太子草壁薨	(※朱鳥四年己丑)	四年庚寅 草壁薨 ※二年丁亥から干支一年ずれ	
690	庚寅	持統四年 即位。	五年庚寅 即位	五年辛卯 即位 ※二年丁亥から干支一年ずれ	
691	辛卯	持統五年 大嘗會	六年辛卯 大嘗會	六年壬辰 大嘗會 ※二年丁亥から干支一年ずれ	
692	壬辰	持統六年	(※朱鳥七年壬辰)		
693	癸巳	持統七年	(※朱鳥八年癸巳)	八年甲午 (※ 朱鳥七。受禪不改元。至八年甲午。) ※二年丁亥から干支一年ずれ	
694	甲午	持統八年 遷都藤原宮	(※朱鳥九年甲午)	天皇八年 大化元年甲午 遷都藤原宮。	大化元年乙未 遷都藤原宮
695	乙未	持統九年	※大化元年乙未 (「三年丁酉」から)	大化元年甲午 去三月癸巳 近江國都賀山醴泉出爲瑞。 ※干支一年ずれ	大化元年乙未 去三月癸巳 近江國都賀山醴泉出爲瑞
696	丙戌	持統十年			
697	丁酉	持統十一年 禪位 文武元年	三年丁酉 禪位	三年丁酉 禪位	
698	戊戌	文武二年	大化四年	—	—
699	己亥	文武三年	—	—	—
700	庚子	文武四年	—	—	—
701	辛丑	文武五年=大宝元年	大宝元年	大宝元年	大宝元年
備	考	<p>(天武天皇條) 朱鳥八年。元年丙戌大和國獻赤雉。 仍爲瑞改元。……</p> <p>(持統天皇條) 大化四年。三年丁酉八月一日甲子。 禪天位於輕皇太子……</p> <p>(文武天皇條) 大化殘二年。無年号二年。 大寶三年。慶雲四年。 ※『二中歴』年号と同一（但、大化 年数は異なる。）</p> <p>(持統天皇條) 二年丁亥。 朱鳥七。受禪不改元。至八年甲午。 元年甲午。去三月癸巳近 大化三。江國都賀山醴泉出爲瑞。 ※『皇年代略記』：元年乙未</p> <p>(文武天皇條) 大化三年丁酉 二月立太子。 同 八月一日甲子 即位。</p>			

別表 2

『皇代記』・『皇代略記』・『皇年代略記』記事（抜粋）

皇代記	皇代略記	皇年代略記
『群書類焼』第三輯 作成：後宇多天皇時代（1274～1287）	『続群書類焼』第四輯上 作成：後花園天皇時代（1428～1464）	『群書類焼』第三輯 作成：後柏原天皇時代（1500～1526）
<p>天武天皇</p> <p>朱雀一年。元年壬申信濃國獻赤鳥。仍爲瑞建元。</p> <p>白鳳十三年。元年壬申備後國獻白雉。仍爲瑞改元。</p> <p>朱鳥八年。元年丙戌大和國獻赤雉。仍爲瑞改元。</p>	<p>天武天皇</p> <p>朱雀一年。元年壬申。信濃國獻赤鳥。仍爲瑞改元。 四 白鳳十三年。元年壬申。信濃國獻赤鳥。仍爲瑞改元。 元年丙戌。 朱鳥元年。大和國獻赤雉。仍爲瑞改元。</p>	<p>天武天皇</p> <p>朱雀一年。元年壬申。信濃國獻赤鳥。仍爲瑞改元。 元年壬申。 白鳳十三年。信濃國獻赤鳥。仍爲瑞改元。 元年丙戌。 朱鳥元年。大和國獻赤雉。仍爲瑞改元。</p>
<p>持統天皇〔……〕</p> <p>天武二年二月丁巳朔立爲皇后。 三年戊子二月天皇崩。內始定國忌。</p> <p>五年庚寅正月一日戊寅即位 六年辛卯……十一月大嘗會</p> <p>大化四年。（※三年丁酉→元年乙未）</p> <p>三年丁酉八月一日甲子。讓天位於輕皇太子。尊號曰太上皇。在位十年。</p> <p>文武天皇大寶二年十二月十日太上天皇崩。……</p> <p>〔首書〕 臣薨後贈官位事此時始。從神武天皇至當代。四十一代。千三百六十一年。</p>	<p>持統天皇〔……〕</p> <p>朱鳥元年丙戌皇后臨朝 天武雖皇子坐。皇后撰天下。以丁亥爲元年 四年庚寅四月皇太子草壁薨。 五年辛卯正月一日戊寅即位。 六年壬辰十一月辛卯大嘗會。〔……〕</p> <p>天皇八年大化元年甲午十二月乙卯遷都藤原宮。 三年丁酉八月一日禪位。尊號曰太上皇。〔……〕</p> <p>大寶三年癸卯十二月十日甲寅崩。〔……〕</p> <p>二年丁亥。 朱鳥七。受禪不改元。至八年甲午。元年甲午。去三月癸巳近 大化三。江國都賀山體泉出爲瑞。</p> <p>〔頭書云〕 〔此時卯杖踏謠始之。大化三年七月天下炎旱〕</p>	<p>持統天皇〔……〕……</p> <p>朱鳥元年^{丙戌}皇后臨朝。 天武雖皇子坐。皇后撰天下。以丁亥爲元年 四年^{庚寅}四月皇太子草壁薨。 五年^{辛卯}正月一日戊寅即位。 六年^{壬辰}十一月辛卯大嘗會。〔……〕</p> <p>大化元年^{乙未}十二月乙卯遷都藤原宮。 三年^{丁酉}八月一日禪位。尊號曰太上皇。〔……〕</p> <p>大寶二年十二月十日^{甲寅}崩。……</p> <p>二年丁亥。 朱鳥七。受禪不改元。至八年甲午。元年乙未、去三月癸巳近江 大化三。國都賀山體泉出、爲瑞</p> <p>〔首書〕 日本紀。 持統天皇三年四月癸丑朔乙未。皇太子草壁皇子尊薨。 朱鳥三年二月。近代天皇崩日始定國忌。四年正月一日。朝萬國於前殿。巳卯。大學寮獻杖。 八年正月。漢人始奏踏歌。中納言始置。〔……〕荷前事初此代云々。 大化三年七月天下炎旱。 自神武元年至大化三年千三百卅七年也。自神武元年辛酉至文武元大化丁酉勘之有千三百五十七年也。或本千二百九十九年。兩勘共不當千三百五十七年也。</p>
<p>※『日本書紀』持統紀の持統二年（戊子）二月乙巳條に 詔曰、自今以後、每取國忌日、要須齋也 から、國忌を定めた記事である。（朱鳥三年戊子二月。天皇崩内始定國忌。）</p>	<p>※「持統天皇大寶三年癸卯崩→大寶二年壬寅」で、1年くり下げられている。</p>	